

平成19年・第1回定例会議決結果

会期：平成19年2月22日～3月22日

(議案)

- ・登別市水道事業条例の一部改正について
- ・平成18年度登別市一般会計補正予算(第6号)について
- ・平成18年度登別市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- ・平成18年度登別市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について
- ・平成18年度登別市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- ・平成18年度登別市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- ・平成18年度登別市水道事業会計補正予算(第2号)について
- ・平成19年度登別市一般会計予算について
- ・平成19年度登別市国民健康保険特別会計予算について
- ・平成19年度登別市学校給食事業特別会計予算について
- ・平成19年度登別市公共下水道事業特別会計予算について
- ・平成19年度登別市老人保健特別会計予算について
- ・平成19年度登別市簡易水道事業特別会計予算について
- ・平成19年度登別市介護保険特別会計予算について
- ・平成19年度登別市カルルス温泉スキー場事業特別会計予算について
- ・平成19年度登別市水道事業会計予算について
- ・西いぶり広域連合規約の一部変更について
- ・登別市副市長の定数を定める条例の制定について
- ・登別市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- ・のぼりべつ文化交流館条例の制定について
- ・登別市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・登別市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正について
- ・登別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・登別市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・登別市監査委員に関する条例の一部改正について
- ・登別市手数料条例の一部改正について
- ・登別市公民館条例の一部改正について
- ・登別市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について
- ・登別市農業委員会定数条例の一部改正について
- ・登別市中小企業振興条例の一部改正について
- ・登別市収入役の事務の兼掌に関する条例の廃止について
- ・登別市観光開発審議会条例の廃止について
- ・市道路線の認定について
- ・登別市議会会議規則の一部改正について
- ・登別市議会委員会条例の一部改正について
- ・登別市行政財産目的外使用料徴収条例の一部改正について

(報告)

- ・財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に関する平成19年度の事業計画及び予算の報告について
- ・登別市国民保護計画について
- ・平成18年度定期監査及び財政的援助団体監査の結果にかかる報告について
- ・補正予算審査特別委員会の審査結果について
- ・総務・教育委員会の審査結果について
- ・観光・経済委員会の審査結果について
- ・一般会計予算審査特別委員会の審査結果について
- ・特別会計予算審査特別委員会の審査結果について
- ・例月出納検査の結果に関する報告について

(意見書)

- ・日豪FTAに関する意見書について
- ・「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について
- ・「がん対策推進条例」(仮称)の早期制定を求める意見書について
- ・公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書について

平成19年・第1回臨時会議決結果

開催日：平成19年4月5日

(議案)

- ・税制改正に伴う市税条例の一部改正について

平成十八年度 一般会計補正予算

平成十八年度一般会計補正予算特別委員会が二月二十三日開催され議案六件について審査しました。

一般会計補正予算

【質】退職手当債の内容及び該当する人数、退職手当債の今後の発行見込み及び償還について

【答】団塊の世代が退職期を迎え、地方財政対策で二億三千万円の起債をし、今後十年間の限定で退職手当債を活用できる。十八年度の

対象人数は二十二名で償還は三年据え置き十五年である。

国民健康保険特別会計補正予算

については質疑なく

学校給食事業特別会計補正予算

【質】学校給食の地場産品の利用状況について

【答】地元で採れる、なめこ・椎茸昆布を使っている。十九年度から酪農館の牛乳の利用を考えている。

公共下水道事業特別会計補正予算

登別市介護保険特別会計補正予算水道事業会計補正予算

については質疑なく、全会一致で

原案のとおり可決しました。

平成十九年 第一回臨時会

第一回臨時会

第一回臨時会が四月五日に開催

され、「登別市税条例の一部改正について」の議案一件について、審議しました。主な質疑は、バリアフリー制度の活用見通し及び市民周知について、国保会計の段階的課税限度額引き上げによる見直しについてなどで、答弁の後、原案のとおり可決しました。

水道料金値上げで採決

十二月定例会市議会で継続審議となった水道料金の改定は、市民生活に重大な影響を与えることから「大幅な改定率は受け入れられない」との観点から、観光・経済委員会ではその後八回の審議を重ね①十五・五三%は大幅な改定率であり受け入れられない②水道事業の在り方について抜本的な改革案を二年間で策定する③議会も検討委員会等を設置し、抜本的な改革に向けた調査、研究を行なうこととし、平成十九・二十年度は、水道会計が赤字にならない値上げ幅として、平均改定率を一〇%とする修正案を提出。二十二日の本会議で賛成多数で可決された。

その結果、一ヶ月当たりの水道料金は一般家庭で現行よりも、平均四百二十二円上がって、五千百八十四円となった。

編集後記

新体制のもと編集委員会を立ち上げました。情報公開が叫ばれ、今日では市民との情報共有化が求められています。

21名議員が立場で切磋琢磨し、総合力が発揮できる紙面構成となるよう最善を尽くす決意です。

ご意見をドシドシお寄せ下さい。適宜紙面に反映させて戴きます。

(大村)